



# 島根県報

平成24年6月29日（金）

号外第96号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【監査告示】**

島根県監査委員処務規程の一部改正	2
島根県監査委員の権限の一部を総務事務センター長に委任する規程	2

**監 査 委 員 告 示****島根県監査委員告示第2号**

島根県監査委員処務規程（昭和29年島根県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年 6 月29日

島根県監査委員 田 中 八洲男  
同 石 原 真 一  
同 法 正 良 一  
同 山 川 博 司

第10条中「（第4号から第6号までにあつては、監査第一課長）」を削り、同条第4号から第6号までを削り、同条第7号を同条第4号とする。

**附 則**

この告示は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

**島根県監査委員告示第3号**

島根県監査委員の権限の一部を総務事務センター長に委任する規程を次のとおり定める。

平成24年 6 月29日

島根県監査委員 田 中 八洲男  
同 石 原 真 一  
同 法 正 良 一  
同 山 川 博 司

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、監査委員の権限に属する事務のうち次に掲げるものを知事の事務部局総務部総務事務センター長（以下「総務事務センター長」という。）に委任する。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理すること。
- (2) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定をすること。
- (3) 規則第9条第2項の規定による扶養手当の支給に関する事項を扶養手当台帳に記載すること。
- (4) 規則第9条第3項の規定による扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めること。
- (5) 規則第9条の2の規定による条例第8条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。
- (6) 規則第11条の8第1項の規定による届出に係る事実の確認及び住居届を受理すること。
- (7) 規則第11条の9及び第11条の10の規定による住居手当の月額の決定等をする事。
- (8) 規則第11条の12の規定による条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。
- (9) 規則第12条の3の規定による通勤届を受理すること。
- (10) 規則第12条の4及び第12条の5の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定等をする事。
- (11) 規則第12条の14の規定による条例第10条第1項の職員たる要件を具備するかどうか等を確認すること。
- (12) 規則第12条の15の8の規定による単身赴任届を受理すること。
- (13) 規則第12条の15の9の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額の決定等をする事。
- (14) 規則第12条の15の11第1項の規定による条例第10条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するかどうか等を確認すること。

(15) 規則第12条の15の11第2項の規定による配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めること。

**第2条** 総務事務センター長は、この規則により委任を受けた権限に属する事務については、必要があると認めるときは、その処理状況を監査委員に報告しなければならない。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に監査委員がした認定その他の行為又は監査委員に対してした届出その他の行為は、この告示の規定による総務事務センター長がした認定その他の行為又は総務事務センター長に対してした届出その他の行為とみなす。